

鳥飼八町地区協議の場の開催方法等について

◆協議の場の開催方法

協議の場	変更内容	開催時期	開催形式	開催場所
1. 定期開催	①変更内容に関わらない	1回/年(11月～翌年3月)	対面開催	市立第12集会所(鳥飼八町1-8-8)
2. 随時開催	②③以外	随時	対面開催	市立第12集会所(鳥飼八町1-8-8)
	③軽微な変更等 ・基盤法省令第19条に掲げる事由による変更 ・関係者が少ない小規模な農地の転用 ・区域内の縁辺部にあり、今後農業上の利用が見込めない小規模な農地を区域除外する場合	随時	関係者※1のみの事前調整	書面等※2

※1：関係者とは、摂津市農業委員会、北大阪農業協同組合、(一財)大阪府みどり公社、神安土地改良区、地元代表者での5者を指す。

※2：書面等とは、文書、対面、電話及びメールでの連絡を示す。

◆対面開催による最終決定方法等

対面による話し合いにおける計画変更内容の最終決定方法は、開催時に参加した者から合理的な反対意見が出ない場合は、変更することに同意したものとする。

なお、関係者のみの事前調整については、連絡時の記載内容を以って最終決定となる。